

小牧市認知症支援事業推進協議会設置要綱

〔 令和 6 年 3 月 2 8 日 〕
〔 5 小地第 2 9 1 9 号 〕

(設置)

第 1 条 認知症の人及びその家族が住み慣れた地域で共に暮らし続けることができるよう支援するため、認知症施策の円滑な実施の促進及び認知症地域支援体制の構築に関し必要な事項を協議するため、小牧市認知症支援事業推進協議会（以下「協議会」という。）を置く。

(所掌事務)

第 2 条 協議会は、次に掲げる事項について協議する。

- (1) 認知症の人に対する適切な医療及び介護サービスの提供に関すること。
- (2) 認知症の人及びその家族に対する支援に関すること。
- (3) 関係機関との連携及び調整に関すること。
- (4) 認知症初期集中支援チームの設置及び活動に関すること。
- (5) その他認知症施策推進について必要な事項

(組織等)

第 3 条 協議会は、委員 1 5 人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 保健・医療関係者
- (3) 福祉・介護関係者
- (4) 認知症の人又はその家族等関係者
- (5) 関係行政機関の職員

(任期)

第 4 条 委員の任期は、3 年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第 5 条 協議会に会長及び副会長 1 人を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選によって定める。

3 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理

する。

（会議）

第 6 条 協議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が必要に応じて招集する。

2 委員は、やむを得ない事情により会議に出席できないときは、その代理の者を出席させるものとする。

3 協議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。ただし、会長が認める場合は、書面による協議をもって会議の開催に代えることができる。

4 協議会は、必要があると認めるときは、議事に関係のある者に対して出席を求め、説明又は意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

（専門部会）

第 7 条 協議会に、第 2 条に掲げる所掌事務のうち、専門的事項について協議し、協議会に報告させるため専門部会（以下「部会」という。）を置くことができる。

2 部会の構成員は、委員のうちから、会長が任命する。

3 部会に部会長を置き、構成員の互選によって定める。

4 部会は、会議において必要があると認めるときは、議事に関係のある者に対して出席を求め、説明又は意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

（秘密の保持）

第 8 条 委員は、職務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

2 前項前段の規定は、第 6 条第 4 項及び前条第 4 項の規定により会議に出席した者について準用する。

（庶務）

第 9 条 協議会の庶務は、地域包括ケア推進課において処理する。

（雑則）

第 10 条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

附 則

この要綱は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。